

北海道医療計画の中間見直し素案について

第1 中間見直しの趣旨等

1 趣 旨

本道の医療提供体制の確保を図るための計画として、平成30年3月に策定した「北海道医療計画」については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更することとしていることから、3年目となる本年度において、計画の中間見直しを行う。

【計画期間】平成30年度から令和5年度までの6年間

2 道の見直しの考え方

- 現行計画策定後の「5疾病・5事業及び在宅医療」の取組状況等を踏まえ、次の事項について、見直しを進める。
 - ・ 国の医療計画作成指針等を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し
 - ・ 在宅医療の需要の再推計
- 在宅医療の需要の再推計にあたっては、今年度策定する、第8期介護保険事業支援計画との整合性を図る。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「感染症対策」の項目に係る所要の見直しを行う。

第2 主な見直しのポイント

(1) 5疾病

項 目	主な見直しのポイント
がんの医療連携体制	○ 小児・AYA世代のがん患者に対する医療やがんゲノム医療の連携体制の構築に取り組むほか、がんゲノム医療に関する理解促進のための普及啓発に努める旨を記載。
脳卒中の医療連携体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。
糖尿病の医療連携体制	○ 糖尿病の合併症である糖尿病性網膜症患者に対し、医療機関間で連携し、継続的な管理指導を行う体制を確保するため、糖尿病医療を担う医療機関として眼科の公表基準を追加。
精神疾患の医療連携体制	○ 「精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数」を数値目標に追加したほか、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症疾患医療センターの整備数の目標値を見直し。

(2) 5事業

項目	主な見直しのポイント
救急医療体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。
災害医療体制	○ 新たに数値目標に「災害医療コーディネーター任命数」と、「災害時小児周産期リエゾン任命数」を追加。
へき地医療体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。
周産期医療体制	○ 災害対策として、周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、平時からの備えを行っておくことが必要である旨を記載。
小児医療体制 (小児救急医療を含む)	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。

(3) 在宅医療

項目	主な見直しのポイント
在宅医療の提供体制	○ 在宅歯科医療の推進を図るため、新たに数値目標に、「訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院がある二次医療圏数」を追加。

(4) 感染症対策

項目	主な見直しのポイント
感染症対策	○ 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策にあたっては、新たな知見や国の動向、専門会議の意見等も踏まえ、対応方針を決定し取り組んでいくことや、感染の拡大により、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合は、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、必要な病床の確保に努める旨を記載。

第3 新たに追加した数値目標

項目		現状値	数値目標	考え方	備考
精神	精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数	316日	316日	現状維持以上	新規
災害	災害医療コーディネーター任命数	46人	44人	現状維持	新規
	災害時小児周産期リエゾン任命数	8人	9人	現状より増加	新規
在宅	訪問口腔衛生指導等実施病院等の設置（圏域数）	20圏域	21圏域	現状より増加	新規

第4 在宅医療の需要の再推計について

今年度策定する第8期介護保険事業支援計画との整合性を図るため、療養病床から介護施設への転換等の意向調査を踏まえた、在宅医療の需要量を再推計。

(人/日)

	平成25年(2013年)	令和5年(2023年)	令和7年(2025年)
現行計画	29,060	46,295	51,068
再推計後	29,060	46,554	51,245